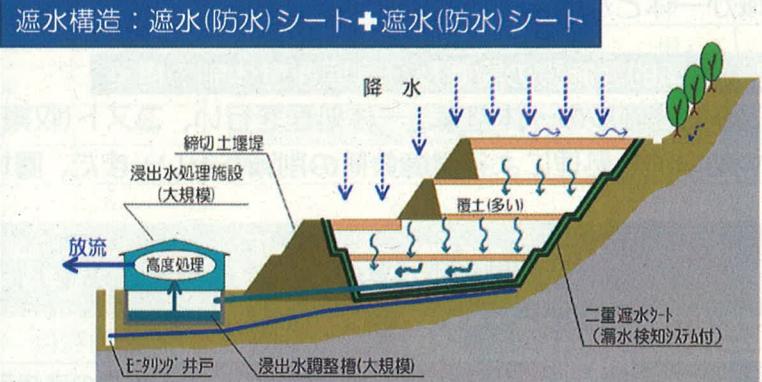
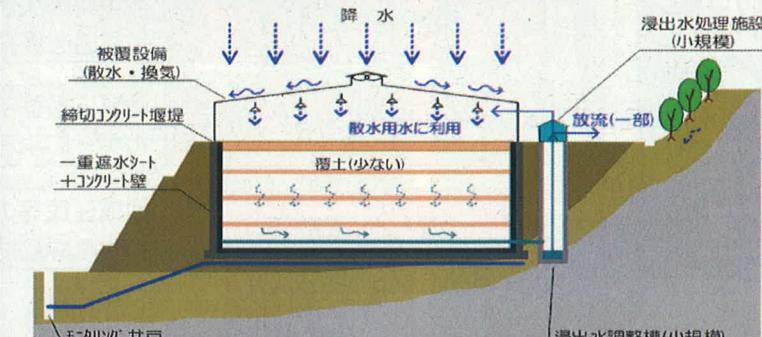


### ③最終処分場（埋立処分場）

形式	オープン型又はクローズド型
概算建設費	約13億円～約43億円（形式及び埋立対象物により異なる）
施設規模	4.3万～21.7万m <sup>3</sup> （形式及び埋立対象物により異なる）
浸出水処理方式	生物処理+物理化学処理（+高度処理）
付帯機能等	視察対応等の住民啓発施設や環境保全施設、運動施設等の跡地利用施設の整備

#### ◆最終処分場形式の概要

<p><b>オープン型 (従来型)</b></p>  <p>福岡都市圏南部環境事業組合 最終処分場</p>	<p><b>遮水構造：遮水(防水)シート+遮水(防水)シート</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>主に山間部の谷地形を利用した施設</li> <li>降水の影響を受けるため、浸出水処理施設の規模は大きくなる。</li> <li>施設下流側の河川水量が多く、利水が少ないエリアが有効</li> </ul>
<p><b>クローズド型 (被覆型)</b></p>  <p>津山圏域資源循環施設組合 最終処分場</p>	<p><b>遮水構造：遮水(防水)シート+コンクリート壁</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>降水の侵入を防ぐため、埋立地の上部に屋根を設置した施設</li> <li>降水の影響を受けないため、浸出水処理施設の規模は小さくなる。</li> <li>市街地に比較的近い公共下水エリアが有効</li> </ul> <p>最終処分場内部</p>

#### ◆付帯機能(環境保全施設)や跡地利用例



# ごみ処理広域化の基本方針

基本構想案では、安全安心なごみ処理を実現するため、広域処理の基本方針を定めています。

## (1) ごみ減量化と循環型社会・脱炭素社会形成の推進

ごみの減量化、資源化、余熱利用、最終処分量の最小化を目指し、循環型社会の形成、脱炭素社会づくりを推進します。

## (2) 処理対象ごみの統一による効果的処理の推進

構成市町村のこれまでの取り組みを尊重しつつ、広域処理の対象品目を可能な限り統一し、圏域が一体となって、無駄のない、効率的なごみ処理を行います。

## (3) 効率的な施設の設置及び管理運営体制の構築

ごみ処理施設の一体整備、一体処理を行い、コスト(収集運搬費、建設費、管理運営費)の削減や効率的な処理による環境負荷の削減を行い、また、圏域住民の利便性の向上を図ります。

## ◆施設整備の重点項目

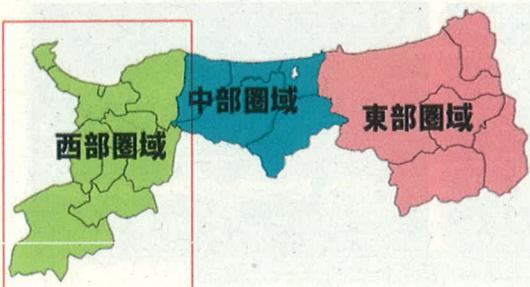
国の廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）においては、施設整備の重点項目として以下のように定められています。

<b>広域処理の推進</b>	持続可能な適正処理	地域の過疎化や施設の老朽化が進行している状況において、将来にわたる廃棄物の適正処理の確保
	気候変動対策の推進	地域へのエネルギー供給や低炭素化の推進 廃棄物エネルギー回収（電力）、大規模化
	災害対策の強化	被災時の災害廃棄物の適正処理 災害時の廃棄物エネルギー（電力）供給
	新たな地域価値の創出	地域に多面的な価値もたらす施設整備、廃棄物エネルギーによる地域産業の振興、災害時の防災拠点化
	地域との連携強化	地域住民等の理解と協力が基盤となる。施設見学の受入れや適切な情報発信、信頼関係の構築が重要

## 鳥取県内の広域化の状況

鳥取県では、平成10年3月に「ごみ処理の広域化計画」を策定し、県内を3つのブロックに分け、ごみ処理の広域化を推進しています。県内の広域化の実施状況は、東部圏域が令和4年度の可燃ごみ処理施設の完成で完了し、中部圏域は平成8年度に完了しています。

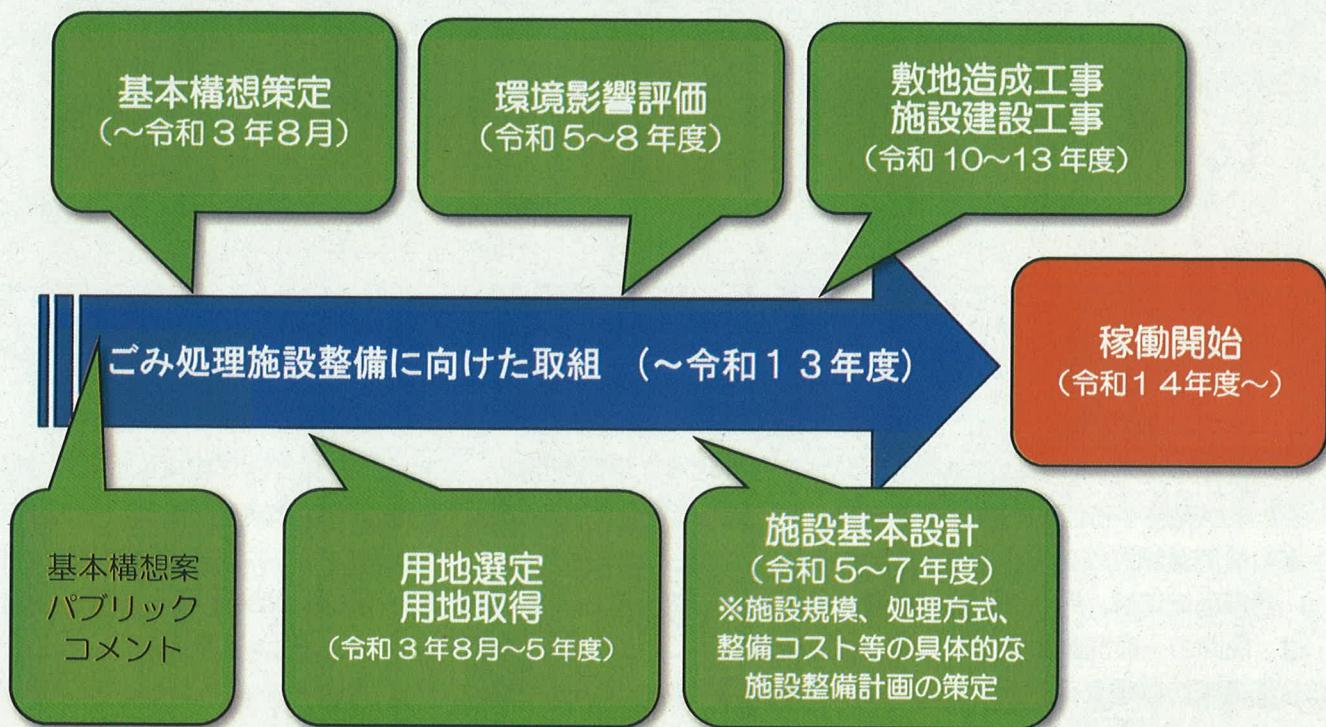
## ◆鳥取県内のごみ処理広域化の状況



ブロック	ごみ処理 広域化計画	ごみ処理広域化施設		
		可燃ごみ	不燃ごみ	最終処分場
東部	H12 年度策定	建設中 (R4 完成予定)		H9 広域化済み
中部	H8 広域化済み			H8 広域化済み
西部	H13 年度策定			R14 稼働目標

## 広域化施設整備スケジュール

新たに整備するごみ処理施設は、令和14年度に稼働できるよう事務を進めていく必要があります。



### 最新のごみ処理施設は環境・防災・教育の多機能施設！ 〈地域の活性化、多面的な価値の創出〉

最新のごみ処理施設は、生活環境や公衆衛生の向上という観点にとどまらず、地震や水害に強く災害時の電力供給や防災施設（避難所）等の役割を備え、また、地域のエネルギーセンターとしての機能や、環境教育・環境学習の場としての機能を有しており、地域に多面的な新しい価値をもたらす施設としての役割も期待されることから、新たに整備するごみ処理施設は、過去のごみ処理施設のイメージを刷新した先進的な施設を目指していきたいと考えています。

令和2年10月の第203回国会の所信表明演説において、菅内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとし、脱炭素社会の実現を目指す。」ことを宣言されました。環境問題はごみ処理だけの課題ではありませんが、まずは、地域と行政が一体となって、ごみ処理施設を中心とした地域の新たな価値の創出、循環型社会・脱炭素社会形成の推進に向け、協力して取り組んでいくことが重要であると考えています。

## よくあるご質問を Q&A にまとめました。

**Q1 ごみを燃やすことは地球温暖化につながるのではありませんか？**

**A1 現在よりも温室効果ガスを削減することができます。**

ごみを燃やした熱から電気を作りだすことにより、電力会社は発電量を減らすことができ、発電量の減少に伴って電力会社が排出する温室効果ガスが減ることから、地球温暖化の防止につながります。

現状の西部圏域のごみ処理施設は、発電施設を備えていない施設もありますが、新施設では最新の技術で効率的に安全に発電できる施設の整備を想定しています。

**Q2 いまの施設は、まだ運転できるのではありませんか？**

**A2 令和13年頃には、施設の老朽化がすすみ、建て替えが必要になります。**

### ◆可燃ごみ処理施設

西部圏域の可燃ごみ処理施設は、平成2～14年度に供用を開始しており、令和13年度末には30年～42年が経過することになります。これまで、改良工事や大規模な延命化工事を行ってきましたが、令和14年度以降も使い続ける場合は、さらに大規模な改良工事や施設の建て替えが必要となります。

### ◆不燃ごみ処理施設

西部圏域の不燃ごみ処理施設は、平成7～9年度に供用を開始しており、令和13年度末には35年～37年が経過することになります。設備・装置の老朽化が進行し、適正処理に支障が生じます。

### ◆一般廃棄物最終処分場

西部圏域には、行政が設置・運営する一般廃棄物最終処分場がありません。そのため、ごみの最終処分は、民間の一般廃棄物最終処分場で委託処理をしていますが、残余容量が少なくなってきており、令和13年度末には埋立スペースが無くなる見込みです。

**Q3 各市町村の施設を集約すると大きな施設(規模)になるのですか？**

**A3 新たな可燃ごみ処理施設は、現在の米子市クリーンセンターより小さくなります。**

将来的にごみ排出量は大きく減少する見込みであり、集約化後の可燃ごみ処理施設は、現在の米子市クリーンセンターの処理規模270トン/日より「約10%程度小規模な230～250トン/日の施設(規模)」になると想定しています。

施設	現在の施設(合計)	新施設の想定	(参考)既存の施設との比較
可燃ごみ処理施設	322トン/日	230～250トン/日	270トン/日(米子市クリーンセンター)
不燃ごみ処理施設	66トン/日	40～43トン/日	66トン/日(西部広域リサイクルプラザ、境港市リサイクルセンター)
最終処分場	(民間)49.0万m <sup>3</sup>	4.3～21.7万m <sup>3</sup>	—

**Q4 ごみの分別がさらに増えるのですか？**

**A4 最新技術を活用し、地球環境に配慮しながら分かり易い分別を目指します。**

近年、ごみ処理の技術は大きく進歩し、可燃ごみ処理施設は、「ごみから発電する施設(エネルギー回収施設)」へと進化しています。過去に「燃やせない」とされ埋立処分されていたものが、焼却技術の向上により「安全に燃やせる」ようになり、その熱で効率よく電気を作れるようになりました。

このような技術進歩を踏まえたうえで、住民の皆様と一緒にあって3Rを推進していくためにも、環境負荷とコスト負担を考慮した最適な分別の区分や方法について、構成市町村でしっかりと議論していきます。

鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 ごみ処理施設整備課

〒689-3403 鳥取県米子市淀江町西原1129番地1(米子市淀江支所内)

TEL 0859-21-1362/FAX 0859-56-3203 E-mail g-seibi@tottori-seibukoiki.jp



この紙は古紙パルプ配合率100%再生紙を使用しています。

(基本構想案はこちら)